

建築基準法第 52 条第 8 項の規定による区域等の指定

横浜市告示第 455 号

建築基準法第 52 条第 8 項の規定による区域等の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 8 項本文の規定により容積率制限の緩和の上限を定める区域、その区域内における容積率制限の緩和の上限の数値及び法第 52 条第 8 項第 1 号の規定により適用を除外する区域を次のとおりとし、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

建築基準法第 52 条第 8 項第 1 号の規定による区域指定（平成 14 年 12 月 25 日横浜市告示第 379 号）は、平成 15 年 12 月 31 日限り廃止する。

平成 15 年 12 月 25 日（平成 17 年 10 月 5 日一部改正）

横浜市長 中 田 宏

1 容積率制限の緩和の上限を定める区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 3 項第 1 号の規定により定められた商業地域、同項第 2 号イの規定により定められた容積率が 400%以上の地域及び横浜国際港都建設計画高度地区（平成 8 年横浜市告示第 146 号）により定められた最高限第 7 種高度地区。ただし、次の地域地区を除く。

- （1）都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域
- （2）多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 22 条第 3 項に規定する業務施設集積地区
- （3）都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 3 第 1 項に規定する 2 号再開発促進地区

2 容積率制限の緩和の上限の数値

次式により得られる数値とする。

$$V_r = V_c (1 + 0.1R)$$

この式において、 V_r 、 V_c 及び R はそれぞれ次の式の数値を表すものとする。

V_r 容積率制限の緩和の上限の数値

V_c 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値

R 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

3 適用を除外する区域

第 1 項で定めた区域以外の区域とする。